

平成24年3月14日

介護保険料（普通徴収）の1回賦課について

介護保険課

1 概要

現行、介護保険料の普通徴収の賦課計算は、前年度の区民税情報を基に計算する暫定賦課（仮算定4月）と当該年度の区民税の確定を受けて計算する確定賦課（本算定7月）と年に2回行い、納付書は4月から翌年3月までの12期別を3期別ごとに4回に分けて送付している。

これを平成24年度から、年1回の確定賦課（6月）のみとし、納付書は6月から翌年3月までの10期別を1回にまとめて送付する方式（国民健康保険料と同一の方式）へと変更する。

また、これに併せ、封書で通知していた普通徴収と圧着ハガキで通知していた特別徴収の通知書の一体化を図り、全てを封書により通知する。

2 効果

(1) わかりやすさの向上

- ① 年度途中で所得段階の変更がない限り、通知書及び納付書の送付は年1回になり、何回も通知が届くことがなくなる。
- ② 通知書が一体化され、特別徴収の方も普通徴収の方も全て同一様式の通知を受け取ることになり、家族間で別々の形式の通知書が届くということがなくなる。
- ③ 年度の途中で徴収方法の変更があった場合、これまでは普通徴収の通知書が封書で送られ、さらに特別徴収の通知書が圧着ハガキで送られていたが、今後は封書で一回の通知になり、複数の通知書により確認をするということがなくなる。

(2) 経費節減

- ① 年4回送られていた納付書が、通知書に同封されて年1回になるため、郵送料を縮減できる。
- ② 通知書の様式を統一することから、帳票の印刷経費を縮減できる。
- ③ 賦課期別が減少するため、納付に伴う手数料が縮減できる。

